

平成13年厚岸町議会第4回定例会 平成13年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成13年12月12日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成13年12月13日 午後 2時59分
	閉 会	平成13年12月13日 午後 4時20分

1 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 1名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若 狹 靖	教育委員会 管理課長	田 辺 正 保
助 役	鈴 木 英 世		
収 入 役	君 澤 英 二	教育委員会 生涯学習課長	大 野 榮 司
総務課長	大 沼 隆		
企画財政課長	黒 田 庄 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
税務課長	柿 崎 修 一	農業委員会 事務局長	松 浦 正 之
町民課長	古 川 福 一		
保健福祉課長	斉 藤 健 一	教育委員会 体育振興課長	澤 向 邦 夫
環境政策課長	西 野 清		
農政課長	福 田 美 樹 夫	水道課長	山 崎 国 雄
水産課長	小 倉 利 一	病院事務長	大 野 繁 嗣
商工観光課長	久 保 一 將	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
管理課長	松 澤 武 夫		
建設課長	北 村 誠	デイサービス センター施設長	玉 田 勝 幸
監査委員	今 村 實		
教育長	富 澤 泰		

議 長 | ただいまより平成13年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。
開会時刻14時59分

議 長 | 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
(「議長指名」の声あり)

議 長 | ただいま議長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
それでは議長において、委員長には室mm委員、副委員長には谷口委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、委員長には室mm委員、副委員長には谷口委員が互選されました。
委員会を休憩いたします。 休憩時刻15時00分

委 員 長 | ただいまより平成13年度各会計補正予算審査特別委員会を再開いたします。
再開時刻15時30分

委 員 長 | 初めに、議案第110号 平成13年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条、歳入歳出予算の補正。

12ページをお開き願います。

歳入から始めてまいります。

歳入補正予算説明書により進めます。款、項、目によって進めてまいります。

歳入。1款町税、1項町民税、1目個人。

ございませんか。

(な し)

委 員 長 | 2目法人。

ございませんか。

(な し)

委員長 2項固定資産税、1目固定資産税。
9番 9番。税務課にお願いしたいのですが。今年の入り具合はどうですか、税金の。収納率と言うんですか、あれ。要は入り具合ですな。どうですか。全般にわたって、ちょっと前まで含めて言ってください。

委員長 税務課長。

税務課長 本年度の税収の収入状況のお尋ねでございますけれども、全般的に各税目の現年課税分の収納率でございますけれども、まず収納状況のよしあしの目安になります個人町民税の普通徴収分でありますけれども、11月末まで、納期で言いますと6期になりますけれども、この締めでは現年度分で66.02%で昨年の同期と比較しますと6.54ポイントほど伸びております。この個人町民税については6月の納期当初から3ポイント以上伸びてきております。

次に、準固定資産税でありますけれども11月末で73.4%で、これも昨年度同期と比較しますと3.55ポイント伸びております。

次に、都市計画税でありますけれども72.36%で、これもまた2ポイントほど昨年同期より伸びております。

町税全体で申しますと72.98%になりまして、昨年同期と比較しますと1.57ポイントほど伸びております。

滞納繰り越し分につきましても、1.4ポイントほど伸びておりまして、現滞合計で65.69%で昨年より約2ポイントほど伸びております。今年の町内の経済状況を見ますと一番目にはやはり昆布の価格が平年並みと言いますか、昨年に比較しますと3割ほど伸びている状況にある。あるいはサンマの豊漁等々がございます、そういった影響もあるのかなと思いますし、そのほかに国保税の資格証明書の交付の問題がございます、これについては税務課と町民課の方で各納税者の方に昨年よりPRしておりまして、そういったその納税に対する意識の部分もございましてそういったことからこのような形で伸びているかと思っております。

ただ、問題は今年12月の部分がございます。今月は大きな山場としてとらえておりまして、税務課としましても臨戸訪問あるいは督促等々によりまして徴収を強化しているところでございます。

以上が今年度の税収見込み状況、今までのとなっております。

委員長 9番。

9番 厚岸町の基幹産業部分が景気がいいと。それは黙っていたら入りませんからこれはやはり徴収率のよかったのは税務当局の努力のせいだとも思います。しかし一層財政厳しい状況ですから頑張って努力していただきたいと思います。

委員長 1目固定資産税、ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

4項たばこ税、1目たばこ税。

ありませんか。

(なし)

委員長 8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金。

ありませんか。

8番。

8番 ここでちょっと委員長にお願いなんですけれども、今、実は先日新聞にいわゆる国の交付税、やはりこれには狂牛病に対する配慮、それで国もいろいろと考慮をしているわけでありましてけれども、そういうことでこのいわゆる狂牛病に対する町としての考えと町長のお考えをお聞かせいただきたいと思うのですが、委員長、どうでしょう。

委員長 それ、交付税ですか。交付金ですか。

8番 先日、道紙に出ましたね。昨日、おとといでしたか。

委員長 交付税の方になるそうですので、次に地方交付税の目がございますので、そちらでお願いいたします。

8番 はい、済みません。

委員長 地方特別交付金、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

1款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

8番。

8番 それでは、実は先日も新聞に出ましたようにやはり狂牛病に対するいわゆる配慮、国も相当考えているわけでありましてけれども、これは先日もやはり猿払で狂牛病が

発生して以来、我々酪農民も非常に心配しておるんですけどもね。

これが今まで出た狂牛病が発生した中で共通して言えることは、生まれたときに与える代用乳、これが3頭とも共通した成分のものを飲ませていると。これが原因かどうかわかりませんが、それが原因だとしたならば我々のところで牛が発生しても不思議はないわけですよ。

それで先日もやはり新聞で報道されておりまして、皆さんご存じのことと思いますけれども、いわゆるその疑似患者いわゆる同じく飼っている牛、それについては全部処分をして検査をしなければならないということで、それに対しては8割は国が補償するとそういうことなんですよ。

ところが、全部処分した場合に明日からの生活の道がないわけですよ。それで猿払の組合長さん、村長さん、やはり道にも要請に行ったと。それが新聞に出ていますけれどもね。これはやはり国は責任があると言いつつせめてやはり国ばかりだけでなく私も我々酪農家自身も国におんぶに抱っこじゃなく、やはり自分たちもそういうことも十分対応していかなくちゃならないなと思うんですよ。そうした時にやはりこんな理屈を言うとその人は当然廃業せざるを得ない。1人でもやはり酪農家の仲間を減らしたくないというのが我々の願いなんですよ。特に我々農業団体というには担い手対策というものを口を開くごとに言っている。後継者対策ですよ。だが、いつ何どきこういうものが発生しないとは限らない。そういうおっかないものはやっつけられないというのが今の若い人の考え方なんですよ。

ですからそうならんためにも、まずこの厚岸でもしか発生したときにその農家が廃業がしなくてもいいような対策というのが必要でないのかなと。そういうときにやはり国からの交付金あるいはそういうものを原資にした互助会的なものをつくれませんか。我々ももちろん出してそしてもしか発生したときにその農家が廃業しなくてもいいような対策を講じておくということも必要ではないのかなと思うんですよ。そういうような時にやはり町としてもやはりそういう互助会的なものをつくる必要があるのではないのかな。もちろん我々も拠出します。だからもしか発生したときにも慌てふためくことのないようにやはりそういう考え方も必要ではないかと、このように思いますので町長の考え方をお聞かせいただきたい。

委員長 農政課長。

農政課長 私の方からお答えをいたしますが、趣旨はこのたびの特別交付税などを活用して

そういった互助共済制度等ができないかというお尋ねだというふうに伺いました。

それにお答えをいたしますが、交付税でどの程度措置されているかについては私は、担当としては承知をしておりません。そういった前提で申し上げますが、今回補正をお願いしてありますその融資制度を含めまして、この融資制度は大家畜経営維持資金ということの名前がついておりますが、これに町が利子補給で参加するかどうかにつきましても私どもとしては意見を申し上げました。こういったいわゆるBSEに関連して地方自治体が様々なそういう負担を強いられるとすれば、我々の財政力ではとても対応できないということからこの融資制度の利子補給に加わる際にもそういう意見を申し上げました。で、北海道町村会もこれ以外は地方自治体に負担をさせないという前提でやるべきだという意見をつけて全体としてこの制度に参加をするということになりました。そういった状況から言いますと、今提案のありました互助共済事業等につきましても、これは国がその淘汰したものの8割を補償するわけでその2割をどうするかについては基本的には国が責任を持って対策を講ずるべきだというふうに考えておきまして、町としてこのような制度をつくったとしてももしこれが発生した場合に100頭、200頭という牛が淘汰をされるとなったときに、それだけそれに対応できる一地方自治体としての財政力はないというふうに考えておりますので、そういう制度は国の方に、あるいは系統団体等を通じて国の方に要望していくということになるかと考えております。

委員長 8番。

8番 確かにこれはやはり国の責任でやってくれれば一番いいわけですね。これは当然そのことをやっぱり要求していかなければいけない。先日も田宮議員さんの一般質問の中で町長が答えておられました。国に対して積極的に働きかけている。その姿勢を伺ったわけですが、さてそれで解決するのかな。やはり先ほども言いましたように我々もやはりすべて国だ道だという前に、おんぶに抱っこじゃなく、やはり自分たちもやがては我が身にふりかかって来るそういう恐れも十分にあるわけですからね。だから我々農協、農業団体なんかも十分協議しながら、そういうものを積み立てておくという必要があるのではないのかな。備えあれば憂いなし。そういう姿勢も必要なんじゃないのかなと思うんですよね。

だから、私どもこの問題が起きてからやはり30カ月以上ですか、やっぱりそういうものに該当するような牛というものはやっぱり出すのを自粛しましょうというこ

とで出さない。それが今度今出せるようになったから今出しております。先日も私どもの牛が平成6年、平成8年生まれの子牛。ちょうど危ない時期なんですよ。そういう時期の子牛を私ども出しました。

毎日のように電話がくるのではないかと心配していた。もう1週間も経ちますから今朝も言っていたんだけど、電話が来ないから俺のうちの出した牛は何ともなかったんだとそんな話をしておりました。毎日がそういう生活しておるわけですからね。大変なことなんです。精神的にも大変なことなんです。

だから先ほども言いましたようにやはりそうした時に備える。それはやはり町としても農協、農業団体に働きかけてやはりそういう互助会的なものを進めていくそういう姿勢が必要でないのかなと、このように思いますけれども、町長いかがでしょう、これについて。

委員長 町長。

町長 昨日の田宮議員のBSEに対する質問に対しましても関連しての話をしておきましたけれども、現段階ではご承知のことと思いますが、私が本部長になっております厚岸町防疫対策本部というものがございます。この組織は町、釧路地区農業共済組合厚岸支所、町内在住の獣医師、各農協、農業改良普及センター等で構成をされておるわけでありまして。伝染病発生の際の牛舎消毒等の現場作業もこの体制で例の口蹄疫が発生した時にも対策本部として実施をいたしておるわけでありまして。

今ご質問がございましたとおりBSEが発生した場合、私としてはこの体制で十分かどうかは関係機関及び周辺の自治体などの対応を参考にしながら必要とあれば早急にこれを見直すなり、新たな対策本部を設置させていただきたい。このように考えております。

また、互助会等的なものもつくったらどうかというお話であります。この中でそれぞれの要望ございました点についても検討をする価値があるんだろうとそういうように思いますのでご理解を賜りたいと思います。

委員長 1目地方交付税。

他にございますか。

9番 9番。

9番 ちよつとここでは財政課長にお伺いしたいと思います。まだはっきりした見通しは無理な話だと思いますが、現在交付税44億6,000万円ですか。五、六千万円。12

年度では決算を見ますと50億ちょっと。50億何がしかの入っていますね、12年度では。決算書に書いてあったから。これから見通しはどうですか。ここまで行きそうだよとか行きそうでないとか。もうちょっとふえるとか、何かそんなような見当つきますか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 地方交付税総体の見通しだと思いますが、結論から申しますと、普通交付税が42億円、億単位で恐縮なんですけど、42億円で確定しております。残るのは特別交付税12月のルール分と3月の交付分ルール外の部分で来る部分がどのくらいになるかという見込みになると思うのですが、普通交付税が42億円としてとらぬ狸の何とやらではありませんが、特別交付税3月どの程度くるのかわかりませんが、去年が5億3,000万円ほど来ておりますので、少なくとも5億円台を確保できれば47億円と、去年50億円だったと思いますが、その分普通交付税が3億円減額になっております。これ、先の議会でもご報告しておりますが、その分が昨年度に比して3億円ほど地方交付税総体としては減額になる見込みではないだろうか、かように考えております。

委員長 9番。

9番 厳しいのがもう出てきたととらえていいんですな。そんな感じがすると。最低国が集まった額をやるから最終的なことはまだ確定したことは言えないわな。大体で言ってそんなような流れですか、空気ですか。そうとらえていいですね。非常に厳しいような状況だと。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 おっしゃるとおりだと思います。この地方交付税総体でも普通交付税だけでも昨年度より3億円減っております。起債に振り替わった分が1億8,000万円ほどありますが、それ以外でも人口減であるとか、あるいは寒冷地の級地の格下げ等によって少なくとも億単位で交付税が減っていると。役場の歳入の中心を占めるその地方交付税まるっ一般財源でありますけど、それが億単位で減る。さらに産炭地のかさ上げ関係が減ってくる。これらはもろに一般財源でございますので非常に厳しい状況になる。で、今13年度予算でも当初で上げたままでありますけど、財政調整基金が約2億5,000万円取り崩しの予算のままであります。地域づくり推進基金にしても1億5,000万円取り崩した格好のままでまだ積み戻しできない状況であります。で

すから若干交付税それら現予算よりも留保額がありますが、来年度以降のこの厳しい状況に備えて今後この交付税を少しでも多く入るよう状況を見ながらこの約4億円、この2つの基金だけでも4億円の取り崩しの状況のままです。少しでも来年度以降のそのバネを付けて健全化を維持する意味でも積み戻しもしていかなきゃならないと。ご質問者おっしゃるとおり大変、例年ではございますが、例年にも比して厳しいという状況がひしひしと担当としては感じております。

委員長 地方交付税、他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

ありませんか。

(なし)

委員長 2目衛生費負担金。

(なし)

委員長 3目農林水産業費負担金。

ありませんか。

(なし)

委員長 先に進みます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料。

ありませんか。

(なし)

委員長 5目商工使用料。

ありませんか。

(なし)

委員長 6目土木使用料。

ありませんか。

(なし)

委員長 7目教育使用料。

ありませんか。

(なし)

委員長 先へ進みます。

2項手数料、4目農林水産業手数料。

ありませんか。

(なし)

委員長 13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

ありませんか。

(なし)

委員長 先へ進みます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。

16番。

16番 ここでちょっとお尋ねしておきたいと思います。

昨日一般質問でも聞かせていただいたのですけれども、いわゆる来年のアメリカの海兵隊の問題なんですが、今朝の道新ごらんになったと思います。で、昨日一般質問で見通しありませんということでしたが、今朝の道新ではもう既に新年度は来ますという報道でございますが、本当に関係自治体に昨日の段階でそういうことが知らされていなかったのか。あるいは今日の段階でもそういうようなことがきちっと各自治体に防衛庁の方から説明がないのか、まずその辺ですね。

もし仮にそのように全く関係自治体にそういうものがなくてこういう報道であるということならば、どういうルートで地方関係自治体は置き去りにされてきているのかと。そう思っても仕方がないなという感じがしないでもございませぬ。そんなことからして昨日全く今のところございませぬと言っていたのがそういう状況でございませぬので、今日含めてそういう情報であればどのようにお考えになっているのかということ。今日の新聞等によれば、いわゆる私から言わせれば当然平成13年は訓練しておりませぬので特定交付金はもらわないし、もらえないというふうにご考慮もよいと思うのですが、実施しているところよりも減額してそれなりにお支払いしますよという考え方。なおかつSACO関連は明年また新たに実施地域というか自治体には交付しましょうという報道でございます。

で、一応当初のお話では平成13年まで5年間というSACO関連の交付金は一区切りというふうにご説明してきましたし、今までの資料の中でも一応別寒辺牛川水系の治水砂防施設以外は14年以降は空白になっているわけですね。で、これで

13年度まで、今年末、もう間もなくで終わりますが、その間それぞれのSACO関連のメニューがございまして、こういう予定でやってきていますが、そのとおりにって終わろうと、一区切りつけようとしているのかどうなのか。今の時点でこれの変化がなかったというか予定どおりであるのかどうなのかということがもう一つ。

それからもらえないという今のお話ですが、14年以降引き続きという予定であれば新しいメニューとして考えられるのかと。既に13年度一区切りついて終わっていますので、またさらに新たなメニューとして起こして予算を組むのかということになるか、それはまだこれからの課題になるかと思いますが、そういった13年度までに積み残したのものもないか含めて今度14年度、新年度一つの1期区切りとして今度新しいものが出て来ないのか。その辺のところをどのようにお考えになっているのか、その辺伺っておきたいと思います。

委員長 町長。

町長 ただいまの質問にお答えをいたします。

今朝の新聞に出ましたのは、SACOの交付金の報道であります。既に音喜多議員ご承知のことと思いますが、5年間の限定交付金として交付をされてきたわけがあります。それが来年からも継続という報道であります。演習の日程等については昨日もお話しいたしましたけれども、2巡目を迎えるわけであります。そういうことで現在では不確定であります。矢臼別においていつ演習するのかどうか。また休むのか。そういうことは私どもには通知もありませんし、多分防衛庁関係においてもまだ日程が不確定ではなかろうかと私はそのように理解をいたしております。

(「13年までに事業の関係については終わったんですね」の声あり)

委員長 農政課長。

農政課長 農業関係の事業につきましてちょっとお答えをいたしたいと思います。

SACO関連事業としてやっておりました牧柵整備事業につきましては、午前中申しあげましたとおりこれは13年度をもって事業完了。その後の継続の予定はございません。

ただ、砲撃音対策でも住宅防音工事につきましては、希望があれば、その区域に指定されていますので、希望があればいつでもできるという状況になっております。

さらに砲撃音対策以外の事業につきましては、これは当初から13年度までということでありましたから、新たに計画を立ててそれが認められればということであり

まして、自動的に継続できるという状況にはなっておりません。

以上でございます。

委員長

16番。

16番

まず、来年度来ると、そういう時期は別にしても、13年度以降14年度に、新年度にやるということはまだ当該自治体、特に厚岸町には連絡はないというふうに受け止めていいわけですね。

その12年で一応4回やって13年度はお休みしますよと言われたときに、14年にまた来ますと言われているのか、あるいはそのことが既に言ったという感覚で向うはとらえているのかもしれませんが、その最後に終わった時点での向うからのごあいさつ的なものの意味合いの中でそういったことはあったのかどうなのか。全く一応区切りつけて14年度は向うは全く白紙ですよというふうに言われたのかどうなのか。その辺はいかがですか。

それから、今までの議会の中で資料は幾らでも出しているんです。今SACO関連に伴っての事業のメニューですね。今言われたように砂防ダムはこれはずっと続いていて、それから厚岸町をとおさない、防音対策。ほかのいわゆるトライベツ道路あるいはトライベツ地区の道路及びそれと望洋台 含めてすべてこう町内にかからわる部分については一区切り終わったというふうに見ていいわけですか。

農林課以外の部分もやはり使っていらっしゃるわけですから、予算をつけてやっているわけですが、そういう意味では終わったというふうに理解していいのか。

それから、今、先ほどもちょっとお話ししましたが、仮に幸か不幸かそういう新聞報道によれば継続して出して行くということになると、今の財政の中では非常に棚からぼたもちといったら失礼ですけども、懐から手を出してでもほしい存在かというふうに思いますが、その辺は町長はどのようにお考えで、どういうやはり使い方をしていこうというふうに思われるか、その辺伺っておきたいと思います。

委員長

町長。

町長

2巡目における訓練日程につきましては承知をしております。ご理解をいただきたいと思います。

なお、また、SACOの交付金につきましては、ご承知のとおり厚岸町にとって

も大変に裕福な財政として確保できておるわけでございまして、私といたしまして
もできるならばSACOを打ち切っていくかないようにという気持ちもありました。
今後防衛庁等の関係者に私なりに継続をお願いしたいという運動もしなければなら
ないなど、そのように考えている中での本日の報道であります。私は厚岸の財政も
潤えるだろうと期待をもっておるわけであります。

委員長 建設課長。

建設課長 それでは、私の方から道路関係、工事関係についてご説明させていただきます。

SACO関連の事業予算的にはトライベツの2、3号道路、これは平成13年度今
年度をもって終わるとい形になっておりますし、さらには継続でやってきており
ました3、4号の厚岸大橋どおり真栄一条どおりの関係ですけれども、これについ
ては今年度まではSACO関連ですけれども、一部調整交付金の事業も合わせて行
っているという形の中では、これは継続して来年もやって、来年で一応終了させよ
うという考え方で取り進めておりますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 2目民生費国庫補助金。

他にございますか。

(な し)

委員長 なければ先へ進みます。

4目農林水産業費国庫補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 5目土木費国庫補助金。

ございませんか。

5番。

5 番 この6節の特定防衛周辺整備事業ですね、交付金。これの内訳ですね、事業。も
しそちらでわかるなら教えてほしいのですけど。さっきちらりと確か財政の方で説
明があったようなのですけど、ちょっと聞き取れなかったのでひとつよろしくお願
いします。

委員長 建設課長。

建設課長 防衛施設周辺整備事業の補助金の関係でございます。この事業については、サク
ラなおりの歩道のフェンスと歩道の整備。これの事業が2,553万円ありまして、財

政の方から説明がありましたように、トライベツ等の事業精算に伴うものが77万4,000円減額になって、それらを精算した上での金額が2,475万6,000円という形になっておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

委員長 5番。

5番 先ほどちょっと16番議員さんと重複する部分もありますけれども、一応これはSACO関係になると思うのですが、一応5年間ということで今年でもって打ち切りになるわけなんですけれども、一応首長としては十分やはり国に呼びかけの中で継続するように私の方からも強く強くそれを要望するようにお願いいたしたいと思ひますけれども、町長の決意のほどひとつここでよろしくお願ひします。

委員長 町長。

町長 先ほど音喜多委員に答弁をいたしたとおりであります。厚岸町の財政においても大変の憂ひがございます。今の岩谷議員の質問のとおり努力させていただきたいと思ひます。

委員長 5目土木費国庫補助金。

他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

7目教育費国庫補助金。

ございませんか。

(なし)

委員長 先へ進みます。

3項委託金、2目民生費委託金。

ございませんか。

(なし)

委員長 4目土木費委託金。

ございませんか。

(なし)

委員長 先へ進みます。

23ページ。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

ございませんか。

(な し)

委員長 先へ進みます。

2項道補助金、1目総務費道補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 2目民生費道補助金。

ございませんか。

(な し)

委員長 3目衛生費道補助金。

ございませんか。

11番。

11番 ここでちょっとお伺いしたいんですが、ごみの焼却炉の改修に伴う事業費だったと思うんですが、これはもう終わっているのでしょうか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 ごみ焼却施設の改修事業につきましては、10月31日をもって、工事は完了しております。

委員長 11番。

11番 そそこでお伺いするんですが、今回の議会でこの話題になっているBSEの問題ですよね。それでその肉骨粉の焼却を、焼却処理場のある各自治体に要請されているというふうに考えるんですが、これについて厚岸町も重要な基幹産業の一つでもありますし、これに対する貢献とかやはりその処理をしなければならない状況にあると思うのですが、これについては厚岸町としてはどのように取り組んで来られたのかちょっとお尋ねをいたします。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 お答えいたします。

この肉骨粉の焼却の関係につきましては、以前から釧路支庁を通じまして焼却施設を持っている市町村に対して焼却の依頼があるわけでありまして、管内6市町村がごみの、一般廃棄物の焼却施設を持っているわけでありまして、それぞれそういった要請が来てございます。

厚岸町におきましては、今回この1日当たり2トン半、2.5トンの焼却を受け入れようということで相手方と折衝をしているところでございます。

委員長 11番。

11番 これをやるとすると、その費用はどういうふうになるのですか。厚岸町が全額持つのか、依頼されてやるわけですからそちらで相応の負担がされるのかどうなのか。その辺お尋ねをしたいのですが。

あと、いつからやるのか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 この費用の関係につきましては、これは原則的には依頼者が負担をするということでありまして、この経費につきましては全額国が補うということになっているわけでありまして。

それで当町の現在の考え方につきましては、この焼却費につきましては、実際にかかる費用をもって原価でいただくということを現在調整をしているところであります。

ちなみに費用負担を計算しますと1頭当たり3万5,000円程度になろうかというふうに思っております。

それで、現在いつから焼くのかということで、相手方ともいろいろ調整をしておりますけれども、できれば早い時期に、厚岸町も酪農の産業、基幹産業でありますので、そういった面で貢献をしなければならんということで、できれば来週早い時期に助言ができればというふうに考えております。

また、先般12月に入りまして2トンほど試験的に焼却を終えておりまして、それなりに良好な形で焼却ができるというふうなめどが立っております。

委員長 11番。

11番 そうすると、今、試験運転というかそれをやってみたという説明がされたんですが、そうするとその厚岸町の焼却炉、かまに対する影響だとか、それから例えばこれを焼却することによる炉が傷んだり、あるいは排煙等から公害物質みたいなものが発生するというようなことが心配ないというふうに理解していいんでしょうか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課長 焼却をすることによりまして、一般通常のごみよりは非常に骨粉に脂肪分が含まれているというようなことがありまして、通常のごみよりも若干100度ぐらいの温

度が上昇するというようなことで、実験ではそういう結果が出ております。その炉の耐用の問題でありますけれども、大体うんと高い温度で大体 1,100度くらいになるわけでありまして、当町の施設につきましては 1,300度程度になっても大丈夫だという施設でございますので、そういった心配は今のところはないんじゃないかというふうに思っております。

また、排煙等の有害物質の問題でありますけれども、通常のごみと同様というふうに私も思っておりますが、若干そのばいじん等が多くなるのかなど。これはまだそういった正確なものをつかんでおりませんが、そういったことが起こり得る可能性はあろうかと思えます。

しかしながら、そういったばい煙も今回の改修で減らすための対応の施設として改修しておりますので、そういう心配もないというふうに考えております。

委員長 3目衛生費道補助金。
他にございますか。
(なし)

委員長 なければ先に進みます。
4目農林水産業費道補助金。
ございますか。
(なし)

委員長 なければ先に進みます。
7目教育費道補助金。
ありませんか。
(なし)

委員長 次に3項委託金、1目総務費委託金。
ありませんか。
(なし)

委員長 6目土木費委託金。
ありませんか。
(なし)

委員長 27ページ。
15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

	ありませんか。
	(な し)
委員 長	2目利子及び配当金。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	先へ進みます。
	2項財産売り払い収入、1目不動産売り払い収入。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	2目生産物売り払い収入。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	4目農業施設売り払い収入。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	先へ進みます。
	29ページ。
	16款寄附金、1項寄附金、9目教育費寄附金。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	先へ進みます。
	17款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	31ページ。
	18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。
	ありませんか。
	(な し)
委員 長	19款諸収入、4項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入。
	ありませんか。

(な し)

委員長 33ページです。

6項雑入、3目雑入。

ありませんか。

(な し)

委員長 進みます。

20款町債、1項町債、1目総務債。

ありませんか。

(な し)

委員長 2目民生債。

(な し)

委員長 3目衛生債。

(な し)

委員長 4目農林水産業債。

ありませんか。

(な し)

委員長 6目土木債。

(な し)

委員長 8目教育債。

(な し)

委員長 10目臨時財政対策債。

ありませんか。

(な し)

委員長 以上で歳入が終わりました。

先ほど皆さんにご相談いたしましたように、本日はここで一応締めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、本日はこの程度にとどめ、明日とさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

閉会時刻16時20分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年12月13日

平成13年度各会計補正予算審査特別委員会
委員長